

目次

1 章 基本的な考え方

● 計画策定にあたって……………	2
● 計画の性格……………	3
● 計画の期間……………	3
● 社会情勢の変化と男女平等……………	4
● 男女平等に関する白井市の課題……………	8

2 章 体系

● 基本理念……………	12
● 3つの視点……………	12
● 計画の柱……………	13
● 体系図……………	14

3 章 具体的な取り組み

I 学び、参加し、誰もが男女平等意識を 高めるために……………	18
II 家庭、地域、職場で平等を 実現するために……………	23
III 安心して暮らせる社会に向けて……………	37
● 数値目標……………	40

4 章 推進体制

● 推進体制……………	42
● 数値目標……………	44

1章 基本的な考え方

計画策定にあたって

白井市では「人権が尊重される真の男女平等社会の実現」を基本理念に掲げた計画「白井市男女平等推進行動計画 ステッププラン21」を、平成13年度から22年度までの10年間の計画として実施してきました。その間、平成17年度に一度見直しを行いました。計画期間が終了することから、今回、平成23年度以降の計画を新たに策定しました。

日本国憲法では第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」こととされています。しかし、未だ社会全体でみると男女が対等と感じる割合は低い状況です。本計画では「ステッププラン21」の理念を崩すことなく、さらに一歩進めた形として、個々の能力を生かした社会の実現を目指します。

TOPICS 1

住民意識調査

本計画書に利用している住民意識調査については、平成21年8月28日から9月14日にかけて実施した、白井市男女共同参画に関する住民意識調査の数値を基に掲載しています。

この調査は、市内在住の18歳以上の男女2,000人と市内企業に勤務する男女500人を対象として下表の項目を調査し、回収率は一般市民調査が49.5%、市内企業調査が36.4%でした。

調査項目

調査名	調 査 項 目	
①一般市民調査	1. 家庭生活 2. 仕事 3. ワーク・ライフ・バランス 4. 男女平等 5. ドメスティック・バイオレンス	6. 出産や性に関する意識 7. 子育てや学校教育 8. 高齢期の暮らし 9. 男女共同参画の今後
②市内企業調査	1. 家庭生活 2. 仕事 3. ワーク・ライフ・バランス	4. 職場 5. セクシュアル・ハラスメント 6. 白井市への要望

平成22年7月に国の男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会から公表された「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」では、基本法施行後10年間の反省として固定的な性別役割分担意識が未だ根強いこと、男女共同参画は働く女性の支援のみという印象を与えてしまったことなどを指摘しています。また新たな計画策定に対し強調すべき視点として「女性の活躍による社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」が挙げられています。

白井市では高齢化や核家族化、地域コミュニティの変化、格差の広がりなどの課題に対応するとともに、男女平等社会の実現があらゆる人にとって関係のあるものという認識を強く持ち、白井市の実情に合わせた実効性のある計画を策定しています。

計画の性格

- 1 この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される、市町村男女共同参画計画であり、白井市の特色ある計画としています。
- 2 この計画は市の「総合計画」や「しろい子どもプラン」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などの関連する他の個別計画と整合性を図り、真の男女平等社会を目指す視点をもった施策・事業を重点的に掲げ策定したものです。
- 3 この計画は市の施策を進めるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画です。

計画の期間

計画期間は平成23年度から27年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

社会情勢の変化と男女平等

【国の動き】

メキシコで昭和50年に行われた第1回世界女性会議では、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。そこから国内の行動計画を昭和52年に策定し、昭和54年に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を昭和60年に批准しました。女子差別撤廃条約では男女の平等を実現するため、伝統的な性別役割の変更が不可欠であるとし、法を整備するだけでなく、女性に対する差別となるようなあらゆる慣行・慣習の見直し、修正を求めています。これを受けて日本政府は雇用機会均等法、国籍法の改正、家庭科の男女共修、育児休業法の制定などに取り組んできました。

その後、さまざまな動きを経て、平成11年に男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）を施行し、その中で男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の推進を図っていくことが重要としています。それに基づき平成12年には男女共同参画基本計画を策定、平成17年、22年に改定を加え、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

また基本計画の推進と並行し、育児休業や男女雇用機会に関連する法律の改正、DVやストーカー等に対する法整備が行われています。

【社会情勢】

基本法の施行後、少子・高齢化や経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展と国際的な人の移動の増加など、社会情勢の大きな変化がありました。特に子育て環境については未婚・離婚の増加等による単身世帯や母子家庭など、ひとり親世帯の増加や人間関係の希薄化などがみられます。非正規労働者の増加は特に女性に見られるほか、家庭の経済状況により子どもの教育・学習の機会が奪われることにもつながり、貧困の世代間連鎖が懸念されています。

国連の動きと日本の男女共同参画の動き

西暦	昭和	国連等の動き	日本の動き
			男女共同参画推進本部に関する動き
1945	20	世界婦人会議（パリ）開催	
1946	21	婦人の地位小委員会の設置を決議（同年、格上げされ、婦人の地位委員会となる）	
1947	22		労働省発足及び婦人少年局の設置
1948	23	国連総会「世界人権宣言」採択	婦人少年問題審議会の設置（労働省）
1953	28		売春対策協議会が設置（内閣）
1956	31		売春対策審議会設置
1961	36		文部省社会教育局に婦人教育課設置
1966	41	国際人権規約A規約（経済的、社会的及び文化的権利の享有についての男女同等の権利の確保）を採択	
1975	50	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 婦人問題担当室が設置（内閣総理大臣官房審議室）
1976	51		行政機関における女性の登用等について婦人問題企画推進本部決定、事務次官等会議で申合せ
1977	52		「国内行動計画」策定 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定
1979	54	国連総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980	55	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 同会議中に女子差別撤廃条約署名式（日本を含む57か国が署名）	
1981	56	ILO総会「第156号条約（家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択	「国内行動計画後期重点目標」策定（女子差別撤廃条約の批准に向けての国内法制等諸条件の整備が重点課題に。）
1984	59	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域政府間準備会議（東京）	
1985	60	ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	
1986	61		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987	62		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部の参与の任務の拡充
1988	63	女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第1回）	
1990	2	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991	3		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」改定
1992	4		婦人問題担当大臣の設置
1993	5	世界人権会議（ウィーン） 女性の権利擁護を協調した「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定
1994	6	国際人口・開発会議（カイロ）（リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を行動計画に明記） 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第2、3回）	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置（構成員を事務次官から閣僚に格上げ）
1995	7	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	
1996	8		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997	9		男女共同参画審議会設置（法律設置）
2000	12	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001	13		中央省庁等改革に伴い、男女共同参画会議及び男女共同参画局を設置 「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」男女共同参画推進本部決定 「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定（男女共同参画会議専門調査会で検討）
2002	14		男女共同参画会議影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」について報告
2003	15	女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第4、5回）	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定
2004	16		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ
2005	17	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」男女共同参画会議答申 「女性の再チャレンジ支援プラン」女性の再チャレンジ支援策検討会議 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定
2006	18	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2008			「女性の参画加速プログラム」策定
2009		ESCAP「北京行動綱領」実施に関するハイレベル政府間レビュー会合（バンコク）（「バンコク宣言」採択）	
2010			「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定

【白井市の人口変化に見る特徴】

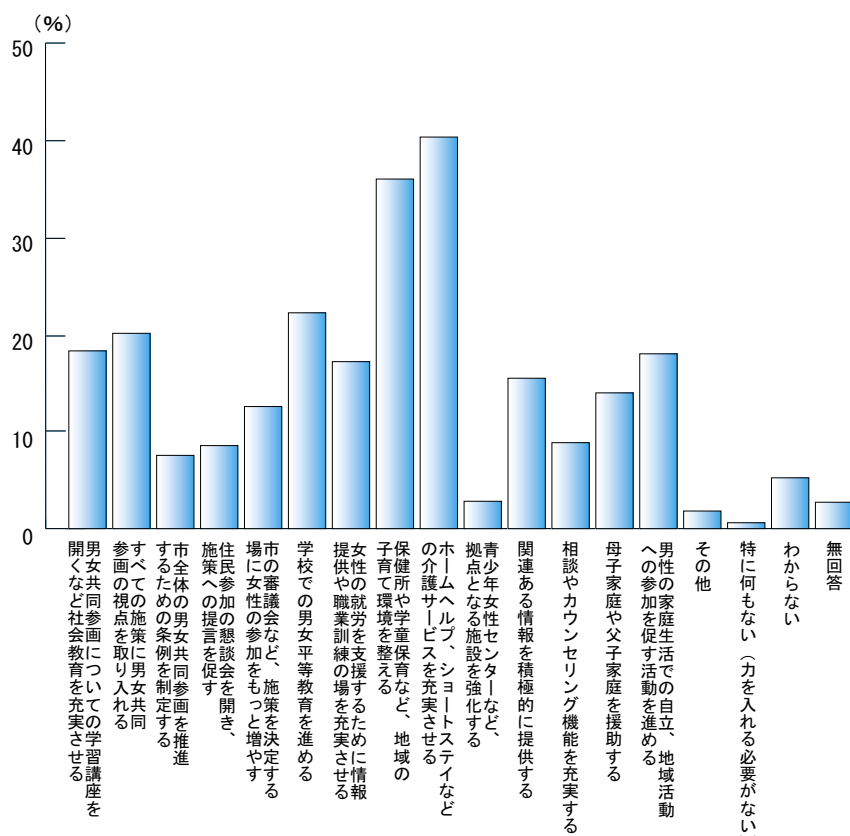
白井市の人口は5年間で7千315人増加しています。これは平成14年に街開きをした西白井地区などへ若い世代が転入し、特に就学前児童やその親が増加したことによるものです。その反面、白井市は千葉ニュータウン入居開始の昭和54年から人口が急増した背景を持ち、当時入居した団塊の世代が徐々に高齢化し、65歳以上の年齢層の増加が予測されています。子育て中のサラリーマン世帯が増えていること、地域によっては高齢化の進んだ地域のあることなどが特徴です。

また1世帯当たりの人口については2.69人で5年前と比較し、核家族化や単身世帯の増加が推測されます。

【市民意識の変化】

平成21年度に実施した「男女共同参画に関連する住民意識調査」では、市への要望として、介護サービスの充実や子育て環境の整備が特に求められています。白井市の年齢別人口分布で高齢者が増加したこと、子育て世代が増えたことなどからも、介護や子育てに関わりを持つ人が増えている状況です。

男女共同参画推進のために市が取り組むべきこと

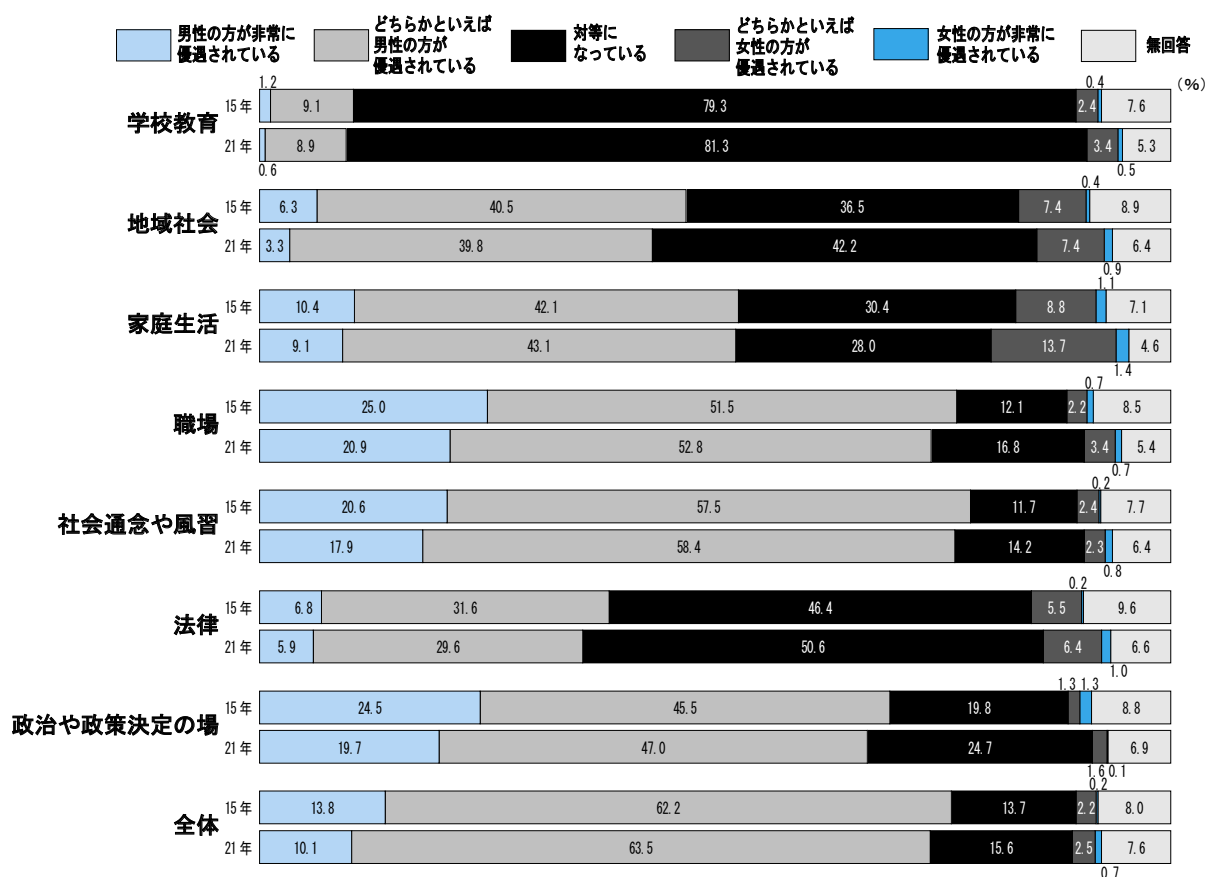


企業における意識調査の中でワーク・ライフ・バランスを行うことによる効果を伺ったところ「長時間労働が減り、心身の健康にいい影響を及ぼす」と「子どもと過ごす時間が増えて安心して子どもを産み育てることができる」の2点に半数以上の人々が「効果がある」と答えています。健康と子育てに、より時間を充てたいと考える人が多いことが分かります。

男女の平等観については学校教育や法律は高い状況にありますが、社会通念や職場では低い状況にあります。家庭生活での平等観については、前回調査時よりも下がったばかりでなく、千葉県平均よりも低い数値を示しており、問題点が浮かび上がりました。

市が実施している男女平等に関連する事業の周知度については、ほとんどの人が知らないと答えており、大きな課題が残っています。

男女平等の状況



男女平等に関する白井市の課題

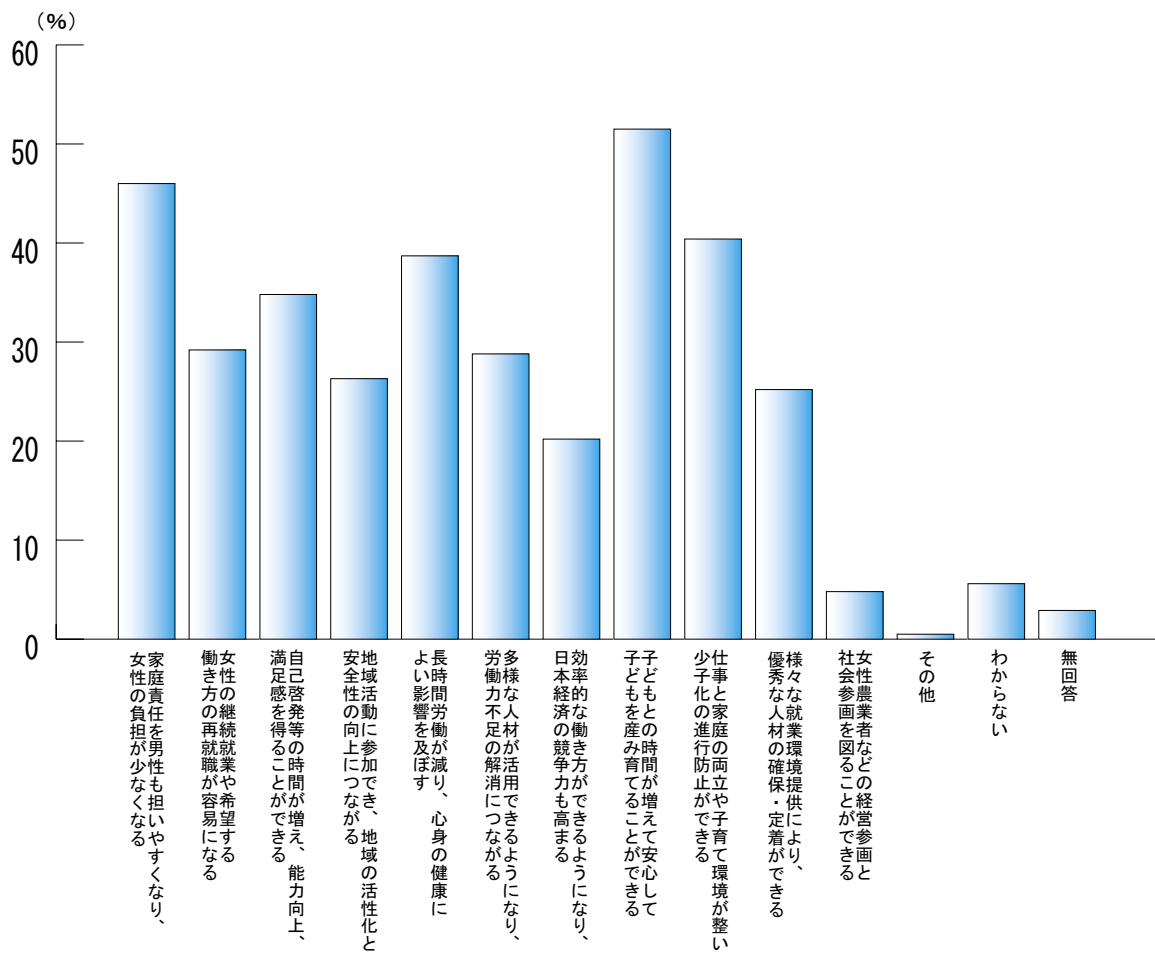
計画策定にあたって、計画の背景や市民意識の変化などから、次のような課題が浮かびます。

家庭や地域、職場などでの男女平等

家庭生活や職場での男性優遇意識が県平均よりも高いこと、特に「家庭生活」は前回意識調査よりも平等感が低くなっていることから、家庭や職場などにおける意識改革、男性の家事、育児、介護への関わり、ワーク・ライフ・バランスの推進などが特に必要です。

また「地域」については、ひとり親家庭や単身世帯の増加などがみられ、地域に求められる役割が大きくなります。地域における固定的な性別役割分担意識の改善や基盤作りなどが必要です。

ワーク・ライフ・バランス推進のプラス効果

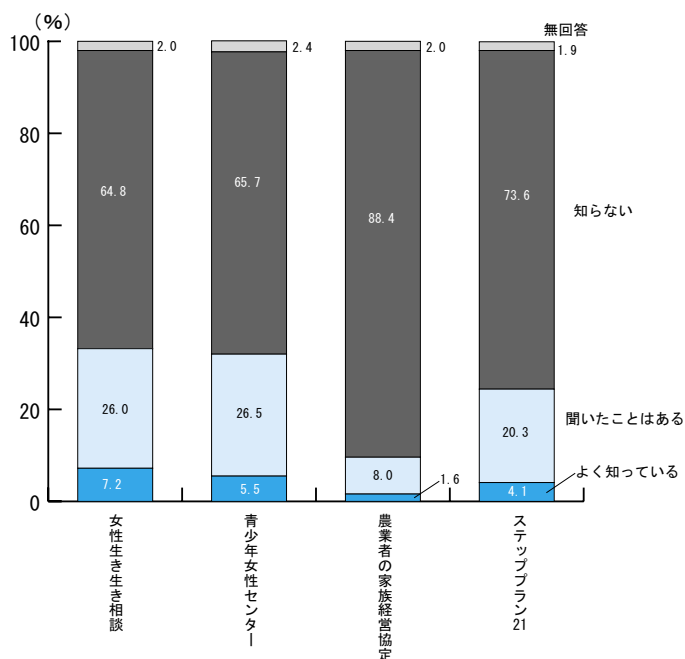


男女平等に関する情報の提供

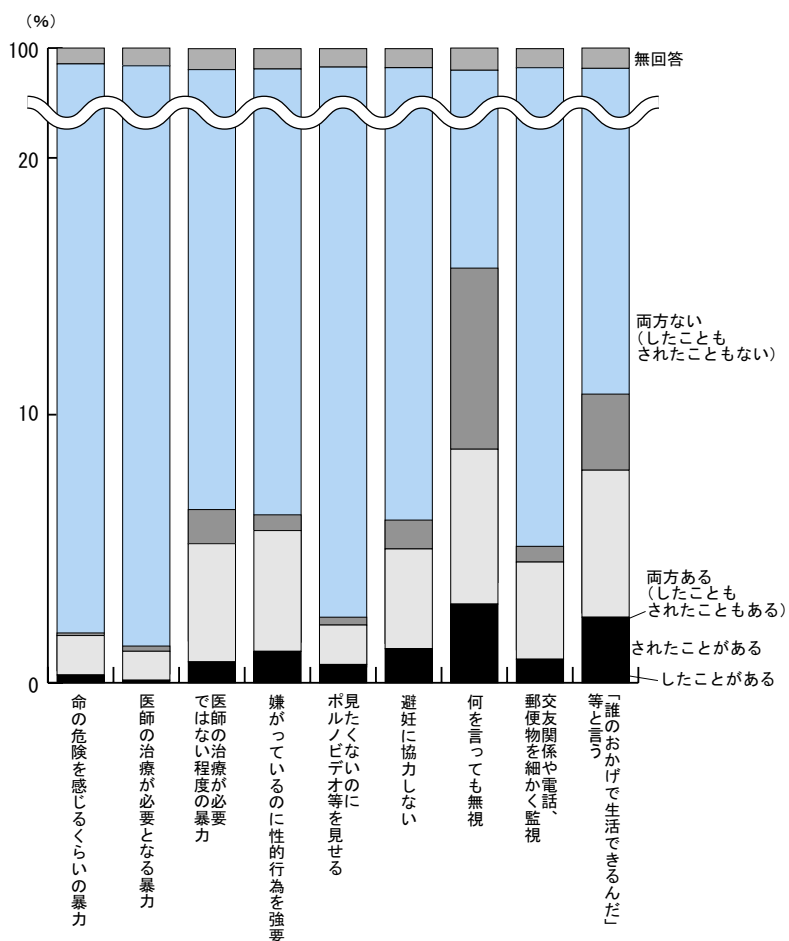
子育て世代が増加していることから、この世代や子どもたちに対する情報提供などが特に重要となります。

また市が行う平等に関連する事業の周知度が低いことなどから、市民や事業者に対する情報提供を行う必要があります。

事業の認知状況



DVの経験



DVなどに対する対応

女性などに対する暴力は重大な人権侵害であり、男女平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。白井市のDV相談や女性生き生き相談の相談件数については増加傾向にあり、その対策が重要です。

TOPICS 2

計画策定の経過

本計画を策定するため、市の内部組織である男女共同参画推進会議およびその研究会や外部の組織である男女共同参画推進懇談会でさまざまな議論を行いました。

特に懇談会については長時間にわたり議論を行い、名称や体系などの根幹となる部分から、具体的な取り組みの細部までご意見をいただきました。本計画ではその議論を反映させ、最終的な調整を行っています。

男女共同参画推進懇談会

会長

西山千恵子（青山学院大学非常勤講師）

副会長

竹内 陽子（一般公募）

委員

秋本 紀子（白井市社会福祉協議会・福祉センター長）
中嶋加奈江（白井市校長会・池の上小学校長）
押田 俊子（白井市商工会・女性部常任委員）
山越 幸子（白井工業団地協議会・青年部婦人部副部長）
武藤 栄子（白井市農業委員）
今泉 永子（白井市学童保育連絡協議会会長）
鈴木 賢司（千葉県男女共同参画推進課
ちば県民共生センター東葛飾センター所長）
市川 温子（千葉県男女共同参画地域推進員）

上坂 千昭（一般公募）
岩本かす美（一般公募）
石垣 裕子（一般公募）
柴 沙智江（一般公募）
須藤 絵奈（一般公募）

男女平等推進行動計画策定における流れ

	政策会議	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進会議研究会	その他	男女共同参画推進懇談会
平成21年7月10日	●計画の概略及び策定方法（調整会議）				
7月22日	●計画の概略及び策定方法（政策会議）				
8月21日～9月14日	住民意識調査の実施				
平成22年5月28日		●意識調査結果報告及び課題の抽出			
6月14日			●意識調査結果報告及び課題の抽出		
6月28日			●計画の体系、個別事業について		
7月5日					●意識調査結果報告及び課題の抽出
7月7日				●各課照会（各課の事業について）	
7月16日			●基本的な考え方・体系について		
8月11日		●基本的な考え方・体系について			
9月15日			●基本的な考え方・体系について		
10月13日					●基本的な考え方・体系について
10月20日			●基本的な考え方・体系について		
10月25日				●各課照会（具体的な取り組みについて）	
11月9日			●具体的な取り組みについて		
11月9日				●各課照会（具体的な取り組みについて）	
11月22日					●具体的な取り組みについて
12月6日				●各課照会（具体的な取り組みについて）	
12月20日					●計画全体
平成23年1月7日		●計画全体			
1月26日	●計画全体				
2月15日				●パブリックコメント（計画全体）	
3月9日					●計画全体（報告）
4月1日					計画の公表

2章 体系

基本理念

人権と多様な個性が尊重される 生き生きとした男女平等社会の実現 ～ 次世代につなぐ 豊かな社会 ～

人権が尊重される真の男女平等社会の実現と多様な個性が認められる社会、みんなが協力し家庭や地域、職場に多様な能力や考え方を生かせる社会の実現を目指します。

サブスローガンには、平等で多様な生き方を認めあう豊かな社会を次世代につなぎ、子どもたちに伝えていくという思いが込められています。

3つの視点

計画を実行する上で、3つの視点をもって、男女平等を推進していきます。この視点は、平成13年度に策定した男女平等推進行動計画に目標として位置付けたもので、計画推進の基本的な考え方となります。

意識づくり (気づくこと)

学習会などの参加者から「問題の在りかを知り、目からウロコが落ちる思いがした」「今までの悩みが分かった」といった声が聞かれます。

「気づくこと」の大切さが明らかになっている中、人々の意識に潜在する問題を整理し、それらが社会問題であるという共通認識を築きます。

次世代づくり (育むこと)

長い時間をかけて身につけた考え方や価値観を変えるのは、簡単なことではありません。感受性豊かで柔軟な子どもたちに早い時期から大切なものを伝えていくよう、大人も共に学びながら、次世代を担う新たな芽を育むための取り組みを進めます。

環境づくり (動かすこと)

私たちを取り巻く社会問題に対応するためには、あらゆる場面で、すべての人に対等な機会と条件が与えられる環境づくりが大切です。

これまでの格差を是正するため、また人々の意識改革の受け皿として相談・支援を充実するとともに、必要な制度などの環境を整備します。

計画の柱

この基本理念を実現するために、白井市では次の内容を実施します。

I 学び、参加し、誰もが男女平等意識を高めるために ～学習機会や情報を提供します～

小・中学校や生涯学習の場で男女平等に関連する学習を行うとともに情報提供などにより、男女平等意識の醸成を図ります。

II 家庭、地域、職場で平等を実現するために ～家庭や地域、職場などに働きかけます～

日々の生活の中から男女平等を進め、社会全体の男女平等につなげることを目指します。特に固定的性別役割分担意識の解消については、さまざまな取り組みを位置付け実施していきます。

A家庭 家事や育児、介護への男性参加を支援するなど、家庭での負担が分散される男女平等社会を目指します。

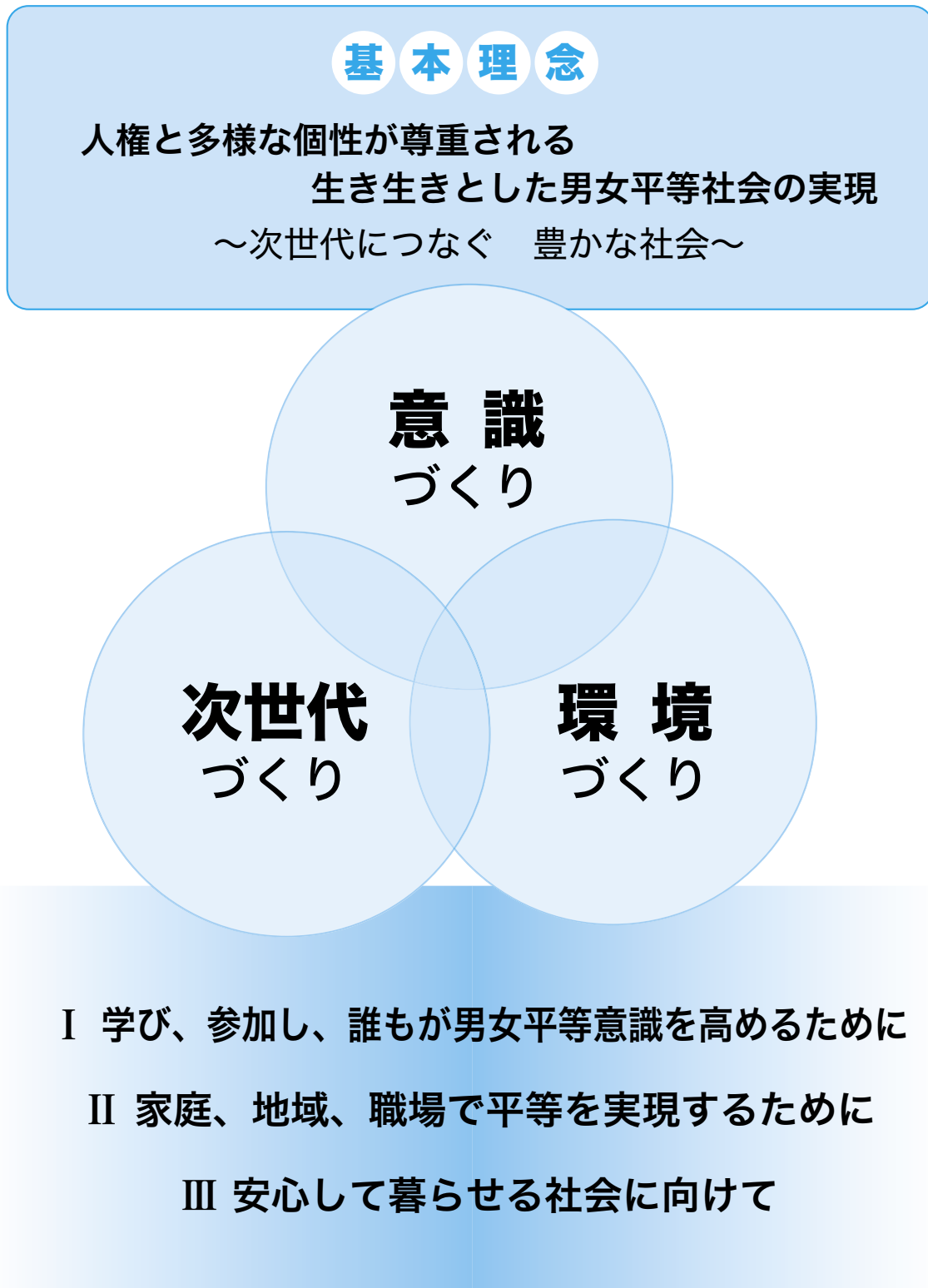
B地域 地域における固定的な性別役割分担がなくなるよう努め、女性の活躍により男女平等社会を目指します。

C職場 これからの時代は女も男も平等に働き続けることが大切です。そのためにもワーク・ライフ・バランスを推奨し、企業などに勤める人のゆとりの時間を創設することで、家事や育児、趣味の時間をつくれるように努めます。また農家世帯における家族経営協定の締結を増やすとともに、自営業の世帯においても同様の手法の取り入れを検討し、仕事に対する責任感とやりがいを持てる社会を目指します。

III 安心して暮らせる社会に向けて ～DVや虐待に対応します～

女性などに対するあらゆる暴力の状況把握に努め、相談業務や情報の提供を行うことで被害者の保護を行います。

体系図



I 学び、参加し、誰もが男女平等意識を高めるために

1 男女平等に関する教育の実現

- ① 性別で差別をしない子育ての推進
- ② 教職員研修
- ③ 国際理解教育
- ④ キャリア教育
- ⑤ 適切な性教育
- ⑥ 生涯学習における学習機会の提供

2 健康や性の学習・理解

- ① 健康相談、検診の実施
- ② 食育における健康維持・増進
- ③ 妊娠に係る健康管理の推進および負担の軽減
- ④ スポーツなどの指導ができる人材の育成・活用

II 家庭、地域、職場で平等を実現するために

A 家庭

1 夫婦などにとっての男女平等

- ① 育児・介護に参画するための環境整備
- ② 定年後の生きがい事業
- ③ 高齢者の就業促進、能力開発、社会参画促進の支援

2 子どもにとっての男女平等

- ① 親子での時間づくり
- ② 子どもの病気、障がいなどへの対策と小児医療体制

B 地域

1 社会制度・慣行の見直し

- ① 地域に根ざした身近な情報発信
- ② 法令や条約の周知

2 地域における男女平等の推進

- ① 団体との連携
- ② 地域活動などに男女共に多様な年齢層の参加を促進

C 職場

1 雇用の場における男女の均等

- ① 性別にとらわれない職域・役職、休業の拡大
- ② 女性が働き続けていくための支援
- ③ 非正規雇用労働者への対応
- ④ 雇用の場の創設・強化

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

- ① 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得率向上
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表
- ③ 家族経営協定を含めた多様な働き方
- ④ 共働き、ひとり親家庭などへの子育て支援
- ⑤ 介護にあたる女性の支援
- ⑥ 公共施設や歩行空間などのバリアフリー化

III 安心して暮らせる社会に向けて

1 DV被害者の救済

- ① 暴力に関連する相談関係者間の連携
- ② DVに関連する相談・保護や情報提供

2 人権侵害や虐待の排除

- ① 人権侵害への相談・救済
- ② 学校などでの子どもの相談
- ③ 高齢者虐待などの相談や被害者の支援
- ④ 外国人への教育、就労、生活の相談

推進体制

1 市としての推進

- ① 男女平等に関連する条例などの検討
- ② 審議会などの女性比率・参画の拡大
- ③ 施策の進捗状況の定期的な監視
- ④ 住民意識調査による市民意識の把握
- ⑤ 青少年女性センターの活用

2 白井市役所の取り組み

- ① 職員採用・役職任用の仕組みづくり
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取り組み
- ③ セクシュアル・ハラスメントの防止など職場環境の整備

TOPICS 3

パブリック・コメント

本計画を策定する最終段階で、計画（案）に対し、たくさんのご意見をいただきました。市内外からいただいたご意見は、18人100件にも及び男女平等に関する関心の高さが伺えます。

パブリック・コメントにより修正した項目は21ページにある、健康や性の学習・理解についてと22ページの妊娠に係る健康管理の推進および負担の軽減についてです。

修正に係る意見と回答は次のとおりです。

【学習・理解すべきは性差ではなく性】

意見 学習・理解すべきなのは「性差」ではなく「性」であり、修正をお願いしたい。また「体の仕組みによる男女の違いを認識」という表現をした場合、性同一性障害者などに影響を与えることから、「性の多様性」についても認識していただくよう、文書の追加をお願いしたい。

回答 ご意見の意図を踏まえ、「性差」を「性」に変更するとともに「性の多様性」を追加します。

【不妊は妊婦だけではないのでは】

意見 妊婦の個所に「不妊」について書いてありますが、不妊の原因は女性だけではありません。項目としては別項目にすべきです。

回答 不妊治療については千葉県が実施する事業を利用し、その情報提供等を行うこととしていますが、この事業は女性だけのものではなく、男性の不妊についても関連があることから、取り組みの名称を「妊婦の健康管理の推進および負担の軽減」から「妊娠に係る健康管理の推進および負担の軽減」に改めます。

TOPICS 4

さまざまな男女平等



講師の田中尚人さん

みんな、絵本で笑ったよ

「ワハハ」っとパパやママ、子どもたちの笑い声が桜台センターの一室から聞こえてきました。これは平成21年11月29日に桜台センターで開催した「パパ力のツボ教えます」での1コマ、ボランティアグループのおはなしカレンダーによる手遊びや紙芝居、講師のパパ'S絵本プロジェクトの田中尚人さんによる絵本の読み聞かせが行われました。

この事業はパパたちに絵本を読んでもらいたい。子育てはみんなで行おうという考えから行わ

れたものです。

パパたちの本音トークも行われ、その中で講師の田中さんは「絵本は親と子どもの会話の切っ掛け、絵本を子どもとの会話の一部としてほしい」「ママが買った、ためになる絵本もいいけど、ママが買いそうもない絵本をあえてパパが子どもに読んでほしい」「飲み会を1回減らすことで絵本を3冊買えます。飲みに行く時間を1回減らして子どもとの会話の時間を作ってください」と語っていました。

3章

具体的な取り組み

3章

具体的な取り組み

I 学び、参加し、誰もが男女平等意識を高めるために ～学習機会や情報を提供します～

小・中学校や生涯学習の場で男女平等に関連する学習を行うとともに情報提供などにより、男女平等意識の醸成を図ります。

1 男女平等に関する教育の実現

学校教育や生涯学習の場において、さまざまな教育の中に男女平等を含めた内容の教育を行っていきます。特に小・中学校での教育は次世代を担う子どもたちの意識につながります。

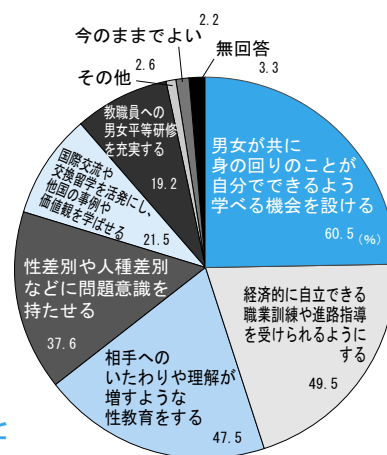
①性別で差別をしない子育ての推進

社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重や男女平等、男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導します。また男女混合名簿を小・中学校で活用、継続することで序列意識をなくすなど、性別で差別をしない子育てを推進します。

【主担当課：学校教育課・児童家庭課】

具体的な取り組み

- 性別で差別をしない教育・子育ての推進
- 人権教育・ピアサポート教育の実施
- 情報モラルなどの教育の実施
- 男女混合名簿の活用



学校教育の中で男女平等の意識を深めるために大切なこと

学校教育の中で男女平等の意識を深めるためには、特に何が大切かを伺ったところ、「男女が共に身の回りのことが自分でできるよう学べる機会を設ける」がもっとも多く、60.5%でした。

用語の説明

●ピアサポート教育

ピアサポート教育は自分や周りの人を大切にする能力を、日常的に発揮できるようになることを目的とした教育です。白井市では千葉県内で最初に取り入れ、県教育委員会から研究推進校の指定を受け、現在千葉県全域で行われている「体系的指導プログラム」を作成するための研究を行いました。

●隠れたカリキュラム

正規のカリキュラム（教育課程）に対して潜在的に伝えられる内容を隠れたカリキュラムと言います。例として子どもに対する呼び方を男の子を「くん」、女の子を「さん」で区別をすることや、名簿の順番を男性が先、女性が後などとした場合、無意識のうちに固定的な考え方を植え付けてしまうことがあることから、問題視されています。

②教職員研修

子どもたちに男女平等意識を正しく伝えるためには、小・中学校の教職員が男女平等の理念を適切に理解することが必要です。そのため、教職員の指導の中に存在する隠れたカリキュラムを認識・改善するため、教職員に対する研修を実施し、子どもたちの指導にあたります。

【主担当課：学校教育課】

具体的な取り組み

- 男女平等教育充実のための教職員研修を実施
- 隠れたカリキュラムについての認識

③国際理解教育

日本の男女平等は先進諸国から遅れている状況です。海外でのホームステイによる人との触れ合いや講演会などを通じ、異文化交流を行い、男女平等を含めた人権に対する意識の涵養に努め、多様な生き方、考え方を学びます。

【主担当課：学校教育課・企画政策課】

具体的な取り組み

- 青少年交流の実施
- 友好都市交流と国際理解事業の実施

④キャリア教育

女性向け・男性向けと性別が意識されがちな職種もありますが、性別にとらわれない一人一人の人生を見通した総合的なキャリア教育を推進します。

【主担当課：学校教育課】

具体的な取り組み

- 性別にとらわれないキャリア教育の推進
- 児童生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、理科支援員の活用

用語の説明

●キャリア教育

職業に関する知識を身に付けるとともに、自己の個性を理解することで、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育です。

本来「進路指導」と同意語ですが、学業成績によって進路を「選択」することを重視した指導との認識があることから、その意味を刷新するために「キャリア教育」という名称が使用されるようになりました。

⑤適切な性教育

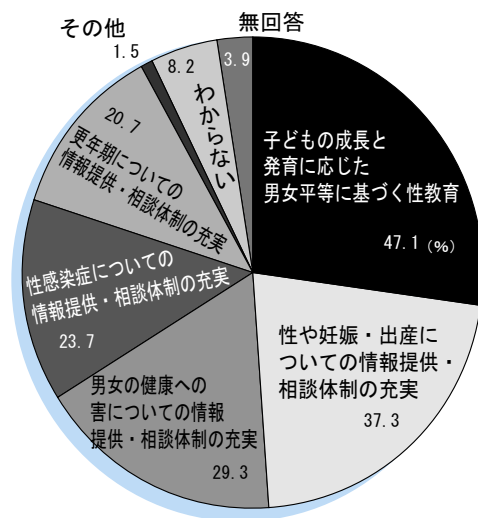
保健体育科や家庭科の授業を通し、「性と生殖の健康と権利」や性の多様性を理解できるよう、専門的知識を有する養護教諭などが授業で指導を実施します。

【主担当課：学校教育課】

具体的な取り組み

- 養護教諭や保健師などによる性教育指導

女性の生涯にわたる健康を守るために必要なこと



女性の生涯にわたる健康を守るために必要なことを伺ったところ「子どもの成長と発育に応じた男女平等に基づく性教育」が47.1%で最も多く「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(37.3%)「男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実」(29.3%)「性感染症についての情報提供・相談体制の充実」(23.7%)の順で続いています。性別でみても、上位項目の順位、比率に大きな男女差はない状況です。

⑥生涯学習における学習機会の提供

固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、生涯学習の講座などにおいてその啓発を行います。

【主担当課：生涯学習課】

具体的な取り組み

- 生涯学習講座で男女平等に関連する情報を提供
- なるべく行政講座の中で男女平等に関連する情報を提供

用語の説明

●性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれているほか、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

2 健康や性の学習・理解

自身の健康状態を正しく把握するためには、健康や性に関連する正しい知識が必要です。体の仕組みによる男女の違いや性の多様性を認識し、健康維持・増進につなげます。

①健康相談、検診の実施

生涯を通じた健康の維持・増進のため、健康相談や啓発、情報提供を行います。特に女性については、女性特有の病気に関連する検診などを行い、健康維持・増進につなげます。

【主担当課：健康課・学校教育課】

具体的な取り組み

- 性に関する知識の啓発
- 健康相談
- 心と体に関する指導用資料の整備
- 家庭での心と体の学習に関する情報提供
- 母子健康手帳交付時の保健指導
- 子宮・乳がん検診の実施
- 子宮頸がん予防接種

②食育における健康維持・増進

子どもが生涯にわたり、心身共に健康な生活を送るため、食育指導を行い、望ましい食習慣、健康な体の育成を目指します。また若い女性のやせすぎや中・高年の生活習慣病予防、男性の生活・自活能力を高めるなど、健全な食生活を実現するための食育を推進することで健康維持・増進につなげます。

【主担当課：学校教育課・健康課】

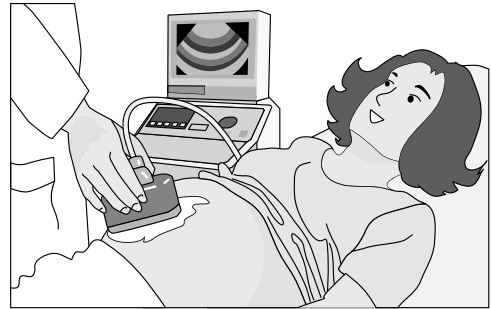
具体的な取り組み

- 給食栄養指導の実施
- 健全な食生活の普及啓発

③妊娠に係る健康管理の推進および負担の軽減

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、適切な健康管理が必要です。安心して子どもを産むことができるよう、妊婦健康診査の費用負担や不妊治療に関する情報提供などを行います。

【主担当課：健康課】



具体的な取り組み

- 妊婦健康診査費用の助成
- 不妊に関する相談・経済的支援などの情報提供

④スポーツなどの指導ができる人材の育成・活用

心身共に健康で活力ある生活を送ることができるよう、女も男もさまざまなスポーツを楽しむことが大切です。そのため、地域スポーツクラブへの支援などを行うほか、割合的に少ない女性指導者の育成を行い、さまざまな人の参加を促します。

【主担当課：生涯学習課】

具体的な取り組み

- 総合型地域スポーツクラブへの支援
- 職業経験や技術、趣味を生かせる機会や場の提供
- 女性のスポーツ指導者の育成・参画
- スポーツなどの場におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発や情報提供

II 家庭、地域、職場で平等を実現するために ～家庭や地域、職場などに働きかけます～

日々の生活の中から男女平等を進め、社会全体の男女平等につなげることを目指します。
特に固定的性別役割分担の解消に向け、取り組みます。

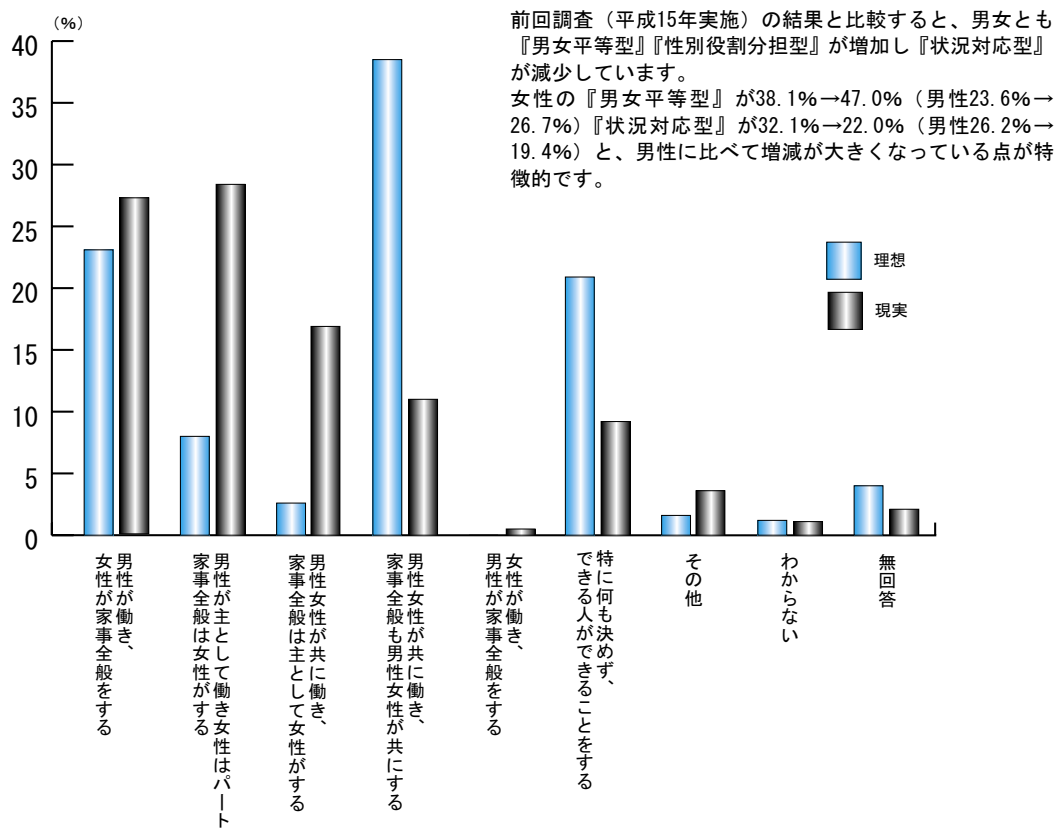
A 家庭

家事や育児、介護への男性参加や、家庭にワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れることで、家庭全体にゆとりが持てる男女平等社会を目指します。

1 夫婦などにとっての男女平等

男女平等を推進するためには、男性の視点からも捉える必要があります。このようなことを踏まえ、育児、介護をはじめ、さまざまな分野で男性が参加できる機会の確保、情報提供を行います。

男女の役割分担



用語の説明

●ワーク・ライフ・バランス

働く人などが、仕事（主となるもの）と子育てや介護、自己啓発、地域活動といった仕事以外の生活と自分が望むバランスで調和し、実現できるようにすることをいいます。

①育児・介護に参画するための環境整備

家事や育児、介護などは女性の負担となりがちですが、固定的性別役割分担意識を解消するとともに、お互いが話し合い、理解できる家庭環境を整備するため、男性参加を支援します。

【主担当課：健康課・高齢者福祉課】

具体的な取り組み

- パパママクラスの実施
- 介護予防教室（認知機能向上教室）の実施
- 家事、育児、介護講座などの開催
- 父子手帳の交付

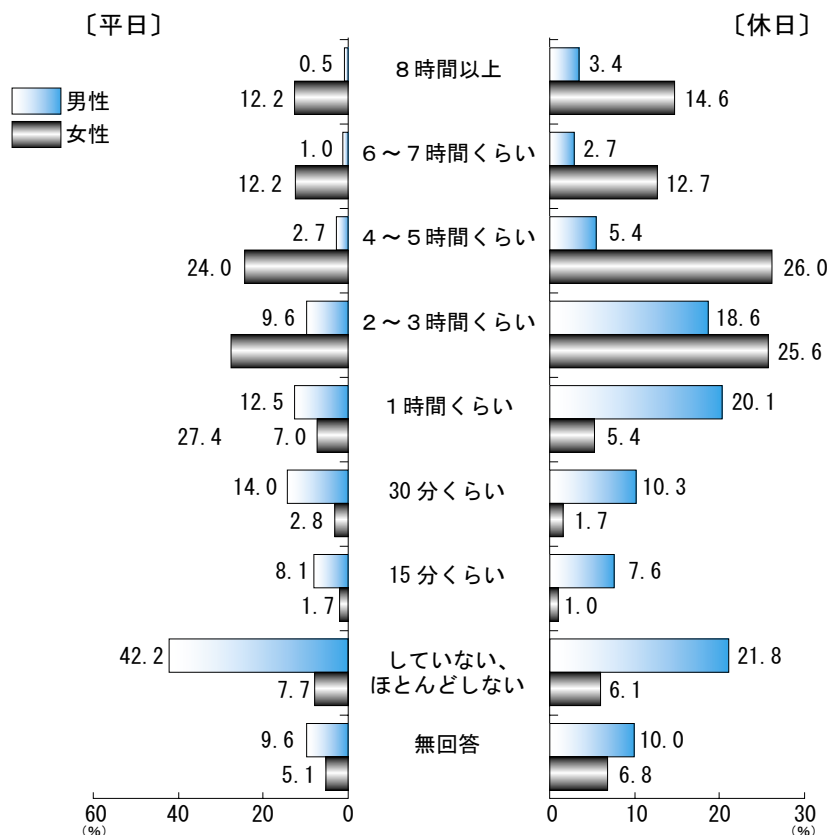
1 日平均の家事労働時間

家事・育児・介護などにかかる時間を性別でみると、平日の女性では「2～3時間くらい」（27.4%）と「4～5時間くらい」（24.0%）が多く、「2時間以上」が7割を超えています。

男性では「していない、ほとんどしない」が42.2%を占め、「2時間未満」が7割を超えています。

また休日の女性では「2～3時間くらい」（25.6%）と「4～5時間くらい」（26.0%）が多く、「2時間以上」が8割近くを占めており、男性では「していない、ほとんどしない」が平日の42.2%から約半分の21.8%へと減少し「1時間くらい」（20.1%）「2～3時間くらい」（18.6%）が多くなっています。

《2時間未満》が約6割を占めていますが、《2時間以上》も約3割となっており、平日に比べて休日では家事・育児・介護などに参加する男性が多くなっている状況です。



② 定年後の生きがい事業

定年などで退職した人が、これまでの経験を生かして地域活動などに参画することは、今までにない視点や考え方、活力を与えることにつながります。特に男性の場合、地域での知り合いがいない場合も多いことから、趣味や地域活動を通して、生きがいのある生活を送れるよう支援します。

【主担当課：生涯学習課・高齢者福祉課】

具体的な取り組み

- 経験を生かした地域活動などへの参画を支援
- 生きがい支援（老人福祉センター）、老人憩いの家の活用

③ 高齢者の就業促進、能力開発、社会参画促進の支援

高齢者の就業促進などを行うため、シルバー人材センターを活用するほか、再就職のための情報を提供します。女も男も今までと違う場所で活躍することで、よりよい発想や手法などを取り入れることができます。

【主担当課：高齢者福祉課】

具体的な取り組み

- シルバー人材センターの活用
- 高齢者就労指導センターの活用



「シルバー人材センターによる作業」

2 子どもについての男女平等

親子での会話をつくることや子どものための親への支援は、女性中心となりがちな育児の支援につながるほか、男性の育児参加を促します。また子どもの病気などへの対策を行うことで、子どもの成長をサポートします。

①親子での時間づくり

子どもにとって親との会話などは健やかな成長に必要なものです。子どもとの時間づくりや接し方を児童館事業や図書館でのおはなし会などを通して支援します。

【主担当課：児童家庭課・文化センター】

具体的な取り組み

- 児童館事業の充実
- ブックスタートと親子おはなし会の実施

②子どもの病気、障がいなどへの対策と小児医療体制

小児医療への助成など、子育て支援を充実することでその負担を軽減し、女性に偏りがちな育児負担の軽減とともに、男性が参加しやすい環境を整備します。

【主担当課：健康課・児童家庭課】

具体的な取り組み

- 子ども・小学生医療費の助成
- 重度心身障害者（児）医療費の助成
- 印旛市郡小児初期急病診療所の費用負担
- 新生児訪問
- 乳幼児検診
- ヒブ・小児用肺炎球菌の予防接種
- こども発達センターの運営

B 地域

地域の中で、さまざまな人が男女平等を認識するとともに、固定的な性別役割分担がなくなるよう努め、男女が共に活躍できる男女平等社会を目指します。

1 社会制度・慣行の見直し

地域での男女の固定的性別役割分担意識を情報提供や啓発活動を通じ解消に努めます。

①地域に根ざした身近な情報発信

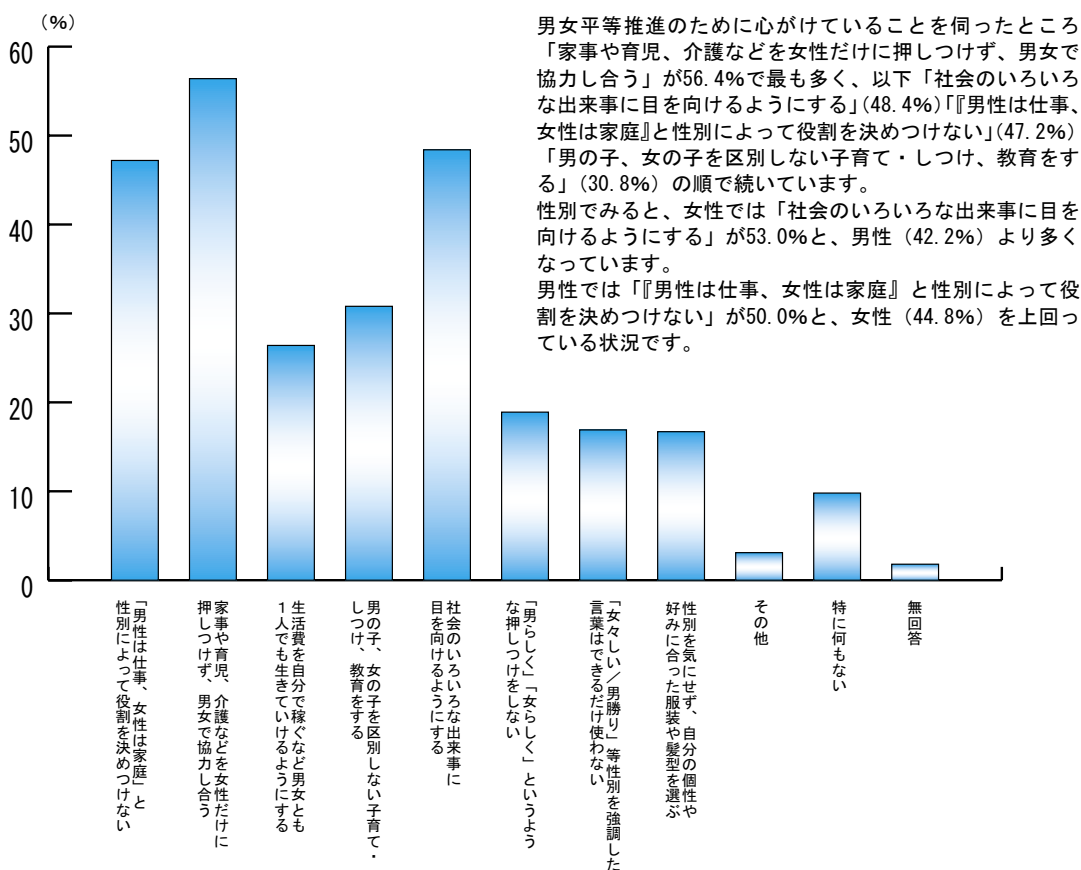
男女平等は働く女性だけのものと認識されがちですが、あらゆる人にとって重要なもので、それを身近な話題として発信します。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 広報紙などによる地域に根ざした身近な情報発信
- 男女平等に関連する図書資料の提供

男女平等推進のために心がけていること



②法令や条約の周知

女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会からの最終見解など、男女平等に関連する法令などの情報を提供し、男女平等社会の形成に必要な基礎知識を周知します。

【主担当課：企画政策課】

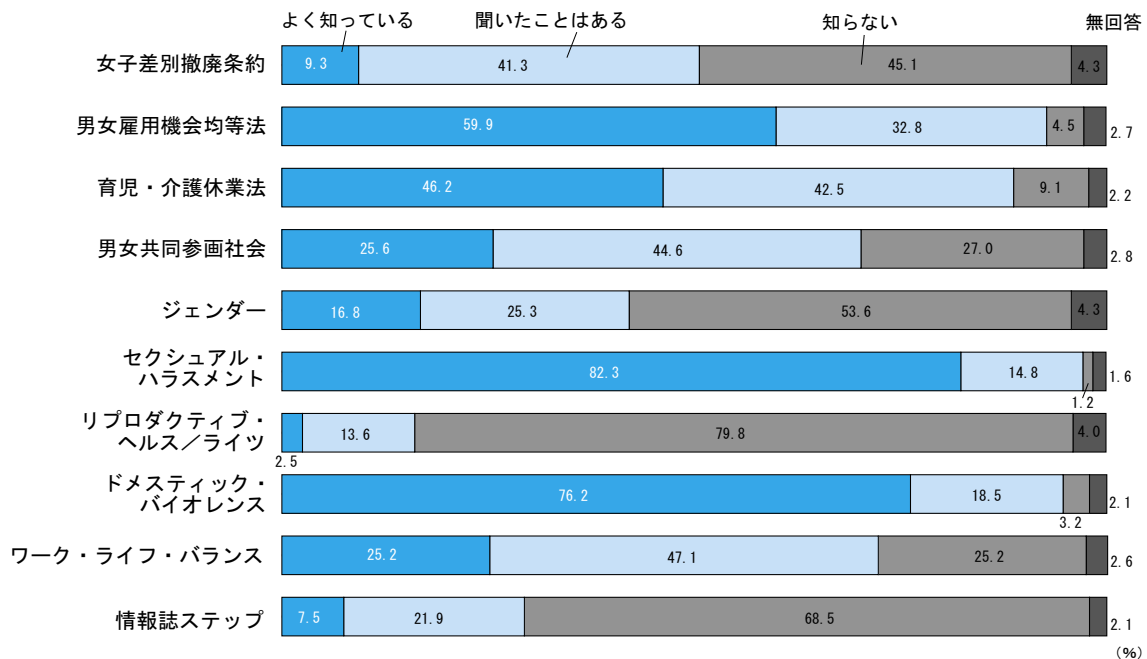
具体的な取り組み

- 女子差別撤廃条約や女子差別撤廃委員会からの最終見解などの法令や条約を分かりやすく周知

用語の認知状況

男女共同参画に関する用語の周知状況を、《周知度》（「よく知っている」＋「聞いたことはある」）の多い順にみると「セクシュアル・ハラスメント」が97.1%で最も多く、以下「ドメスティック・バイオレンス」（94.7%）「男女雇用機会均等法」（92.7%）「育児・介護休業法」（88.7%）の順で続いています。特に「セクシュアル・ハラスメント」については「よく知っている」が82.3%を占めているほか「ドメスティック・バイオレンス」でも76.2%となっており、この2項目については内容についても社会に広く浸透していることがわかります。

近年注目されている「ワーク・ライフ・バランス」についても《周知度》が72.3%を占めているほか「男女共同参画社会」について70.2%と7割を超えていますが「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の周知度は16.1%と低くなっています。



2 地域における男女平等の推進

男女平等を推進するために地域の団体や個人の参画により、さまざまな角度から男女平等社会の実現を目指します。

① 団体との連携

男女平等を推進するため、さまざまな団体と連携を図る必要があります。商工会や工業団地協議会、NPO団体などと情報交換や連絡調整を行い、連携を図ります。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 県や関係機関との連携
- 商工会や工業団地協議会などとの連携
- NPOや自治会などとの連携

② 地域活動などに男女共に多様な年齢層の参加を促進

特定の年齢層、性別の活動が多くみられる防犯活動などに男女共に多様な年齢層の参加を促進します。また自治会の会長や役員などは女性の活躍の場が少ないことから、女性の参画により、これまでと違う視点や考え方を生かせるよう、働きかけます。

【主担当課：市民活動支援課・文化課】

具体的な取り組み

- 防犯パトロールの推進
- 自治会活動や運営、自治会と市との関係などについて記載した自治会ハンドブックで女性の参加および多様な年齢層の参加を啓発
- 市民参加・協働のまちづくり推進プランを策定し、市民参加を推進
- 古文書の修補を行う市民学芸スタッフ活動などに男女共に多様な年齢層の参加を促進

C 職場

これからの時代は女も男も平等に働き続けることが大切です。そのためにもワーク・ライフ・バランスを推奨し、企業などに勤める人のゆとりの時間を創設することで、家事や育児、趣味の時間をつくれるように努めます。また農家世帯における家族経営協定の締結を増やすとともに、自営業の世帯においても同様の手法を取り入れ、仕事に対する責任感とやりがいを持てる社会を目指します。

1 雇用の場における男女の均等

高度成長社会では男性が主として働き、女性は結婚・出産を機に退職、その後専業主婦や非正規社員として働くという構図がありました。これからの社会では休業を取りつつ、共に働き続ける社会が求められています。

①性別にとらわれない職域・役職、休業の拡大

職場での重要な方針決定過程など、これまで男性により占められていた部分に女性が参画することで、新たな発見や展開が生まれる場合があります。市内企業などと連携し、方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

また男女共に育児に携わることは、子どもの成長に有効であるとともに、固定的性別役割分担意識の解消にもつながります。男性の育児休業取得率が低いことから、男性の育児休業取得を促進します。

【主担当課：商工振興課】

具体的な取り組み

- 企業などにおける性別にとらわれない職域・役職の拡大
- 企業などにおける男性の育児休業取得促進

②女性が働き続けていくための支援

女性の就労状況は結婚や出産を底辺とするM字型曲線となっています。結婚や出産で退職しない体制や、退職した場合の再就職の支援を行います。また育児休業などの制度の普及・啓発や女性が働く上での相談、情報提供などを行います。

【主担当課：企画政策課・商工振興課】

具体的な取り組み

- 女性の悩み相談の充実
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止
- 結婚、出産を望む就労女性への理解と支援
- 企業などにおける育児・介護休業制度などの普及
- 就業の継続ができるように介護保険の啓発
- 企業などにおける働く女性の職場環境の改善
- 女性が働く上で必要な情報提供や勉強会の開催

用語の説明

●M字型曲線

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になり、これをM字型曲線といいます。結婚や出産を機に退職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があります。

アメリカやスウェーデンなど欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない状況です。

③非正規雇用労働者への対応

非正規雇用労働者の多くは女性で、正規労働者と比較し賃金などが安い場合が多く、雇用・管理改善が必要と考えられています。また不安定な身分やキャリア形成の困難さなどがあり、スキルアップ、キャリアアップの情報提供を行います。

【主担当課：商工振興課】



具体的な取り組み

- 企業などにおけるパートタイム労働者の雇用・管理改善
- 企業などにおける非正規雇用労働者のスキルアップ、キャリアアップの啓発

④雇用の場の創設・強化

意識調査の結果から、働いていない人の理由に「近くに適当な働き場所がない」という回答が多く見受けられます。実際に市内の企業数は減少傾向にあり、その対策を講じるとともに中小企業の経営安定や起業支援、誘致などを行い雇用の場の創設・強化を行います。

【主担当課：商工振興課】

具体的な取り組み

- 中小企業に対する融資などによる支援
- 起業・創業の支援
- 企業誘致の推進
- 総合評価方式入札の実施

用語の説明

● 総合評価方式入札

入札の中でも金額のみではなく、技術力、社会貢献などに加点を加える入札です。白井市の場合、女性社員がいることについても加点を行う制度となっています。男女平等の視点から考えると、女性の雇用の場の創設につながると考えられます。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスは企業の生産力の向上、優秀な人材の確保につながるほか、労働者の家庭参加、ゆとりの時間をもたらし、男女平等の基盤作りにつながります。

①長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得率向上

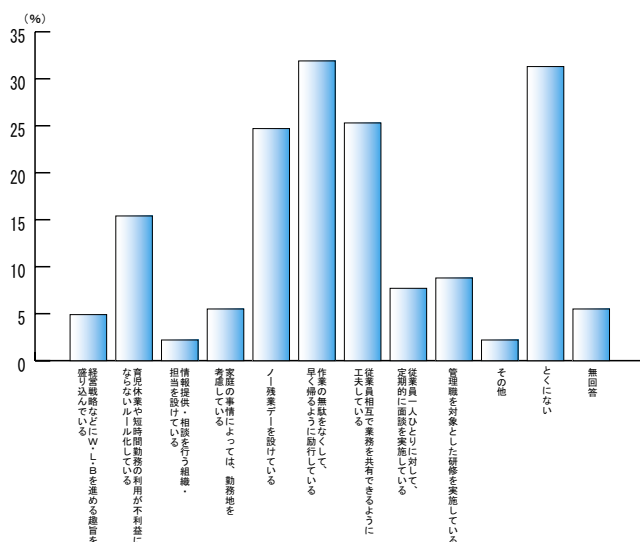
働きやすい職場環境は作業効率の向上、優秀な人材の確保につながります。ノー残業の推進や育児・介護休暇の取得向上について企業などに情報を提供し促します。

【主担当課：商工振興課】

具体的な取り組み

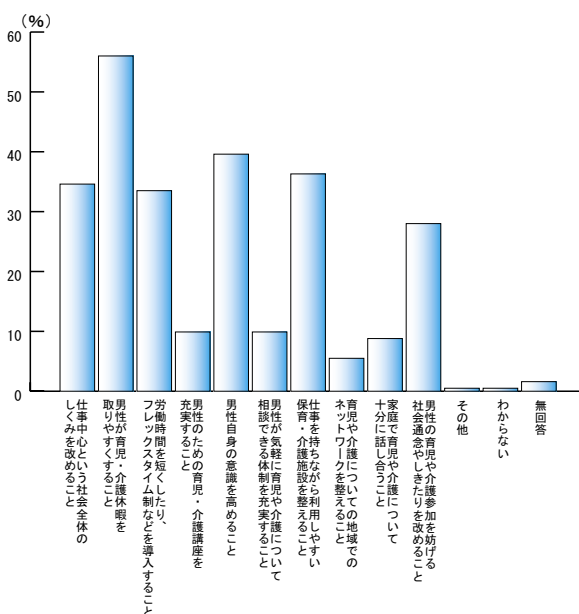
- 育児・介護休業制度などの普及啓発
- 労働時間短縮やフレックス勤務制度の理解と啓発

職場で実施している取り組み



ワーク・ライフ・バランスを実現するために実施している取り組みとしては「作業の無駄をなくして、早く帰るように励行している」が31.9%で最も多く「従業員相互で業務を共有できるように工夫している」(25.3%)「ノー残業デーを設けている」(24.7%)の順で続いています。

男性が育児や介護などに参加していくために必要なこと



男性が女性とともに、育児や介護に参加していくために必要なことを伺ったところ「男性が育児・介護休業を取りやすくすること」が56.0%で最も多く「男性自身の意識を高めること」(39.6%)「仕事を持ちながら利用しやすい保育・介護施設を整えること」(36.3%)「仕事中心という社会全体のしくみを改めること」(34.6%)「労働時間を短くしたり、フレックスタイム制などを導入すること」(33.5%)の順で続いています。

用語の説明

●フレックス勤務制度

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つで、労働基準法に基づくものです。

②次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画には子育て支援やワーク・ライフ・バランスのほか、男女平等に関連するさまざまな項目が盛り込まれています。この行動計画を関連企業において策定、公表を促します。

【主担当課：児童家庭課・商工振興課】

具体的な取り組み

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表の促進

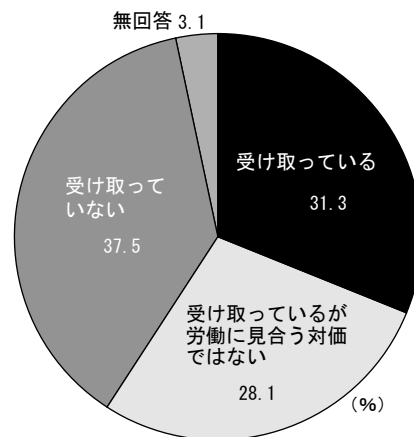
③家族経営協定を含めた多様な働き方

農業者や自営業者は特に、仕事のほかに家事・育児などを女性が担うこととなりがちです。後継者問題等もあり、その改善策のひとつである農業者の家族経営協定や農業者年金の情報提供を行います。

また自営業者についても農業者と同様の視点で考えていきます。

【主担当課：農政課・農業委員会・商工振興課】

家業従事者の労働対価の需給有無



就業形態が家族従事者という人に、労働に見合う分の対価（給料）を受け取っているかきいたところ「受け取っている」は31.3%「受け取っているが労働に見合う対価ではない」が28.1%である。「受け取っていない」は37.5%でした。

具体的な取り組み

- 家族経営協定の締結に向けた支援・情報提供
- 農業者年金への女性農業者や若い農業者の加入の促進
- 自営業者などにおける夫婦のパートナーシップの形成に関連する調査・研究

用語の説明

●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法は次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下（平成23年4月1日以降は100人以下）の事業主には、同様の努力義務があるとしています。

行動計画については妊娠中及び出産後における配慮や子どもの出生時における父親の休暇取得の促進、年次休暇や連続休暇等の取得の促進などの勤務環境の整備のほか、地域における子育ての支援などを定めるものとしています。

④共働き、ひとり親家庭などへの子育て支援

共働き、ひとり親家庭など、多様な家族の形があります。この場合、特に女性の負担が多くなりがちであり、保育や放課後の居場所の確保をすることで、女性の負担軽減はもとより、男性が参加しやすい環境を整備します。

【主担当課：児童家庭課】



具体的な取り組み

- 保育所の充実
- 延長保育、病後児保育などの多様な保育サービスの実施
- 家庭的保育事業の推進
- 学童保育所の運用
- 幼児教育に係る保護者の経済的負担の軽減
- 学童保育所に係る保護者の経済的負担の軽減
- ひとり親家庭の状況に応じた就業・子育て・生活支援などの実施
- 女性の学習時などにおける託児への配慮

用語の説明

● 家族経営協定

家族で農業経営を行う際に、労働時間や報酬、休日などを文書で取り決め、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

また青色申告を行っている認定農業者などと農業経営に参画している配偶者や後継者が家族経営協定を締結し、農業者年金に加入する場合、保険料に対し、国から補助を受けることができます。

● 農業者年金

農業者に対する年金制度で、国民年金の第一号被保険者である農業者などがより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。

● 家庭的保育事業（保育ママ）

家庭的保育事業とは原則として家庭的保育者の自宅や賃貸マンション、アパートの一室等において行われる小規模の異年齢保育で、市が認定した家庭的保育者が自宅居室などで3歳未満の乳幼児の保育を行うものです。

⑤介護にあたる女性の支援

介護などは本来、男女問わず行うものですが、女性が担い手となりがちです。介護へのサポート体制を充実することで、女性の負担軽減はもとより、男性も参加しやすい環境を整備します。

【主担当課：高齢者福祉課】

具体的な取り組み

- 在宅介護支援センターの訪問活動など、介護予防啓発
- 介護保険制度の施設入所、居宅サービスや高齢者サービスの実施
- 障害福祉サービスの実施
- 介護施設等支援ボランティア制度の検討
- 外出支援サービス・福祉タクシー事業の実施
- 高齢者や障害者の移動手段の確保
- 給食サービスの実施

⑥公共施設や歩行空間などのバリアフリー化

バリアフリー化は妊婦や障がいのある人など、交通弱者への対策ですが、ベビーカーや車いすなどを利用する育児や介護の負担軽減にもつながります。育児や介護の負担が偏りがちな女性への支援となるほか、男性が参加しやすい環境を整備することにもなります。

【主担当課：道路課・企画政策課】

具体的な取り組み

- 歩道の段差、こう配などの改良
- 総合公園駐車場や子どもの遊び場などの整備
- 市役所庁舎などのバリアフリー化
- ノンステップバスの運行

用語の説明

●バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することをいいます。ここでは物理的な障壁を指していますが、そのほかに社会的、制度的、心理的な障壁のことを指す場合があります。

Ⅲ 安心して暮らせる社会に向けて ～DVや虐待に対応します～

女性などに対するあらゆる暴力の状況把握に努め、相談業務や情報の提供を行うことで被害者の保護を行います。

1 DV被害者の救済

暴力に対し、被害者本人がひとりで悩むことは被害の拡大につながります。DV被害者はその多くが女性であり、家庭内で行われるため潜在化しやすく、多くの問題を抱えています。このようなことから、相談や支援を行い、女性の救済、自立を促します。

①暴力に関連する相談関係者間の連携

女性に対する暴力は子どもや高齢者などの虐待と関連がある場合が多く、暴力対策ネットワーク会議の実施により関係部署での連絡調整や連携を行います。

【主担当課：保健福祉相談室】

具体的な取り組み

- 暴力対策ネットワーク会議の実施

②DVに関連する相談・保護や情報提供

配偶者に対するDVや交際中の男女間でのデートDVの被害者を保護するため、DV相談を行うとともに被害者の保護を関係部署や警察など関係機関との連携により実施します。またDV防止などに関連する情報提供を行います。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- DV相談の実施や被害者を保護するための支援
- 援助を必要とする女性への自立相談・支援
- 警察や配偶者暴力相談支援センター、関係機関との連携

用語の説明

● 暴力対策ネットワーク会議

児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待・配偶者からの暴力防止、その他の家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び虐待等を受けた者の保護について、虐待等問題に関係する機関相互の連携を図るために設置しています。白井市の場合、児童虐待に限らず、広く虐待等の問題に対応するため、関連する部署との連携を図るようにしているのが特徴です。

● DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をいいます。暴力には身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力、経済的な暴力も含まれます。

● デートDV

結婚していない交際中の男女間でのDVを特にデートDVといいます。近年、その件数が増加していること問題視されています。

2 人権侵害や虐待の排除

人権侵害や児童虐待、高齢者虐待などは、DVと直接関係する事例が多く見受けられます。また虐待の被害者が加害者となる場合もあり、相談体制を確保するほか、早期の解決に努めます。

①人権侵害への相談・救済

DVを含め、さまざまな人権侵害に人権擁護委員が人権相談を実施し、人権を侵害された時の救済・相談を行います。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 人権に関する啓発
- 人権相談

②学校などでの子どもの相談

子どもへの暴力、精神的・性的虐待や子ども同士のいじめなどに対し、学校などでの相談を実施します。また併せて予防・啓発を行います。

【主担当課：学校教育課・保健福祉相談室】



具体的な取り組み

- スクールカウンセラー、教育相談員、職員による教育相談の実施
- 家庭児童相談員による相談の実施
- 虐待の早期発見・早期対応
- 暴力・虐待の予防・啓発
- ママヘルプサービスの実施

③ 高齢者虐待などの相談や被害者の支援

高齢者虐待や障がい者虐待に対する相談や支援を行います。

【主担当課：高齢者福祉課】

具体的な取り組み

- 地域包括支援センターによる相談事業の充実

④ 外国人への教育、就労、生活の相談

外国人相談を実施するほか、就学児の日本語支援などを行います。

【主担当課：企画政策課・学校教育課】

具体的な取り組み

- 外国人相談
- 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学などへの支援



数値目標

本計画ではいくつかの数値目標を掲げています。3章に関連する数値目標は次のとおりです。

指 標 名	現状値	目標値 (H27)
男女平等推進行動計画の周知度	24.4%	50.0%
男女が対等と感じる割合	15.6%	25.0%
子宮がん検診の受診率	32.2%	50.0%
乳がん検診の受診率	44.6%	50.0%
成人の週1回スポーツ実施率	42.6%	50.0%
男性の家事・育児・介護の時間（平日していない人の割合）	42.2%	30.0%
市民大学校卒業生でボランティア・市民活動への実践意欲がある人の割合	18.60%	30.0%
女子差別撤廃条約という用語の周知度	50.6%	60.0%
女性消防団員	0人	—
自治会長に占める女性の割合	6.6% (91自治会中6自治会)	—
事業所数	390社	400社
ワークライフバランスという用語の周知度	72.3%	80.0%
農業委員の女性の数	1人	2人
女性の認定農業者数	13人	14人
家族経営協定の締結数	42件	50件
保育園待機児童の数	23人	0人
家庭的保育事業保育ママ登録者数	0人	5人
学童保育の年間利用人数	390人	540人
女性生き生き相談の認知度	33.2%	45.0%
女性生き生き相談件数／年	87件	90件

「女性消防団員」「自治会長に占める女性の割合」については、数値目標の設定は行いませんが、その推移を定期的に把握し推進していくよう、努めていきます。

4章 推進体制

4章 推進体制

1 市としての推進

①男女平等に関連する条例などの検討

条例の研究を行うとともに条例制定を検討します。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 男女平等に関連する条例などの検討

②審議会などの女性比率・参画の拡大【ポジティブ・アクション】

審議会などに女性の参加を促進し、意思決定過程での女性の比率・参画を拡大します。男女共同参画社会基本法に位置付けられる積極的改善措置（ポジティブ・アクション）により、女性の登用割合を30%以上とするよう努め、多様な意見や考え方を生かします。

なお、男女共同参画推進懇談会から「数値目標を40%とするべき」との意見をいただいています。市では数値目標の30%に留まることなく、40%に近づけるよう努めます。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 審議会等方針決定の場への女性の参加促進

③施策の進捗状況の定期的な監視

本計画の達成状況を毎年捉えるとともに、白井市男女共同参画推進会議や白井市男女共同参画推進懇談会に報告し、定期的な助言を受けます。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 男女共同参画推進会議による定期的な検討
- 男女共同参画推進懇談会による定期的な助言
- 達成状況の年次報告

用語の説明

●白井市男女共同参画推進会議

総務部長を会長とし、関係課長を委員とする男女平等に関連する推進会議を設置しています。この会議では、計画策定や進行状況に関する検討が行われています。

●白井市男女共同参画推進懇談会

公募の市民と学識経験者、各団体の代表で構成する推進懇談会を設置しています。この会議は市民の目線から男女平等が進むよう、計画策定や進行状況に関する意見を市に提案し、男女平等の実現を目指しています。

④住民意識調査による市民意識の把握

計画の進捗状況を把握するほか、市民意識を確認するための男女平等に関連する住民意識調査を実施します。またこの意識調査は次期計画の基礎資料とします。

【主担当課：企画政策課】

具体的な取り組み

- 男女平等に関する住民意識調査の実施

⑤青少年女性センターの活用

青少年女性センターの活用を図り、男女平等に関連する事業を推進します。

【主担当課：企画政策課・生涯学習課】

具体的な取り組み

- 青少年女性センターの活用

2 白井市役所の取り組み

①職員採用・役職任用の仕組みづくり

職種による男女の役割についての固定観念にとらわれることなく、職員の採用・役職への任用を行うとともに、女性の管理職が少ない状況をかんがみ、女性職員のリーダー育成に努めます。

【主担当課：総務課】

具体的な取り組み

- 性別にとらわれない採用
- 女性管理職登用に向けた研修の強化

用語の説明

●青少年女性センター

清戸にある福祉センター内の施設で、男女平等に関する事業のほか、青少年に関する事業を行っています。平成22年度の男女平等に関する事業としては、就労のためのパソコン講座やキャリア相談会などを行っています。その時代のニーズに対応した事業を展開していきます。

②次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取り組み

次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画を策定し取り組むことは、子どもたちの健やかな育成にとどまることなく、男女平等についても大きな役割を果たします。

白井市役所では特定事業主行動計画を策定し、職員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めます。

【主担当課：総務課】

具体的な取り組み

- 男性職員に育児休業取得を促進
- 育児や介護制度の職員向けガイドラインの作成
- 職員研修の実施
- 年次有給休暇の取得促進とノー残業の促進

③セクシュアル・ハラスメントの防止など職場環境の整備

セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止に関連する環境の整備を行います。

【主担当課：総務課】

具体的な取り組み

- セクシュアル・ハラスメントなどの対策として防止マニュアルの作成や意識啓発

数値目標

4章に関連する数値目標は次のとおりです。

指 標 名	現状値	目標値 (H27)
市が設置する審議会などにおける女性委員の割合	26.80%	30.0%
青少年女性センターの周知度	32.0%	40.0%
市役所内女性管理職（課長級）の割合	5.7%	7.5%
市役所内男性育児休暇取得率	0.0%	5.0%

用語の説明

●特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（34 ページを参照）の自治体版の計画です。白井市では平成 17 年から計画を策定し、実施しています。

平成 23 ～ 27 年度版

白井市男女平等推進行動計画

平成 23 年 5 月 白井市

発行 白井市 企画政策課 男女共同参画室

千葉県白井市復 1123

電話 047 (492) 1111 内線 3355
